

石 財 政 第 9 1 号
平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫 様

石狩市長 田 岡 克 介

施設使用料及び手数料の設定について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 合同納骨塚に関する使用料及び管理料の設定について

平成 31 年度に親船墓地内に合同納骨塚（合葬墓）を開設するにあたり、施設の利用に関する使用料及び管理料を設定する。

2. 川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直しについて

浜益区川下海水浴場の駐車場利用料金について、道路交通法に基づく車両区分の見直しを行い、中型車の区分を設定するとともに、大型車の料金の上限を石狩浜海水浴場と同額とする。

3. 森林法に基づく林地台帳閲覧等に係る手数料の設定について

森林法の一部改正により、市町村において林地台帳の作成と林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表が新たに義務化され、平成 31 年 4 月 1 日より運用開始となることに伴い、これに係る手数料を設定する。

石 使 審 第 1 号

平成30年12月19日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高 宮 則 夫

施設使用料及び手数料の設定について（答申）

平成30年12月19日付け、石財政第91号で諮問のありました標記の件については、
妥当なもの判断します。

記

1. 合同納骨塚に関する使用料及び管理料の設定について

平成31年度に親船墓地内に合同納骨塚を開設するにあたり、施設の利用に関する使用料及び管理料を設定しようとするこの度の諮問は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断します。

2. 川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直しについて

浜益区川下海水浴場の駐車場利用料金について、車両区分の見直しを行い、中型車の利用料金を設定しようとするこの度の諮問は、道路交通法に基づく車両区分の見直しや、石狩浜海水浴場と同額に料金を設定するものであり、審議会として妥当と判断します。

なお、けん引自動車の利用が想定されることから、料金について明記するとともに、利用者の視点に立ったわかりやすい車両区分の周知に努めることを求めます。

3. 森林法に基づく林地台帳閲覧等に係る手数料の設定について

森林法に基づく林地台帳閲覧等に係る手数料を設定しようとするこの度の諮問は、森林法改正（平成29年4月1日施行）の趣旨に鑑み、妥当と判断します。

以上